

福井市技能功労者表彰要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、優れた技能を有し、技能の向上及び後継者育成に貢献したことにより、技能の継承及び本市の産業発展に寄与した技能者を福井市技能功労者（以下「技能功労者」という。）として表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（技能功労者の表彰基準）

第2条 技能功労者は、別表に定める職に従事している者で、技能功労者の決定を受けようとする年の11月1日現在において、次に掲げる基準のすべてを満たしているものとする。

- (1) 福井市に住所を有している者であること。
- (2) 年齢が満45歳以上の者であること。
- (3) 同一の職業に20年以上従事している者で、福井市内で5年以上就業している者であること。
- (4) 他の技能者の模範となるような優れた技能を有し、後継者育成に貢献したことにより、技能の継承及び本市の産業発展に寄与したと認められる者であること。
- (5) 当該技能に関し、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 叙勲又は褒章を受けたことのある者（受章予定者を含む）
 - イ 厚生労働大臣表彰（卓越した技能者表彰に限る。）を受けたことのある者（受賞予定者を含む。）
 - ウ 知事表彰（優秀技能者表彰及び伝統的工芸優秀継承者知事表彰に限る。）を受けたことのある者（受賞予定者を含む。）

（被表彰者の推薦）

第3条 前条の表彰基準を満たす候補者が所属する団体の長は、当該候補者で表彰を受けることが適当と認められる者を推薦しようとするときは、次の書類を作成し、市長に提出するものとする。ただし、候補者が団体に加入していないとき、又は団体が組織されていないときは、候補者及びその親族を除き、同一の職種に従事する技能者（本表彰受賞者又は前条(5)ア、イ、ウいずれかの受賞歴がある者に限る）が行うことができる。

- (1) 福井市技能功労者表彰候補者推薦書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 候補者の功績を立証又は証明する資料等

（選考の方法）

第4条 市長は、前条の規定による推薦を受けたときは、福井市技能功労者選考委員会に諮問し、適当と認められた候補者を技能功労者として決定するものとする。

(表彰)

第5条 市長は、前条で決定した技能功労者を表彰する。記念品は、予算の範囲内において授与することができる。

2 前項の表彰は、人材開発促進月間の11月に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 表彰を受けるべき技能功労者が、表彰の日以前に死亡したときは、表彰状は、遺族に授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

2 福井市技能功労者表彰要領(昭和57年)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前において、福井市技能功労者表彰要領により表彰された者については、この要綱により表彰を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福井市技能功労者表彰要綱の規定は、平成24年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職業・職種は、厚生労働省編職業分類表に準じた例示である。
記載のない職業・職種は、厚生労働省編職業分類表を参照することとする。
- 2 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

	職業	職種(1)	職種(2)
1	サービスの職業	(1)理容師、美容師、美容関連サービスの職業	① 理容師、② 美容師、③ エステティシャン 等
		(2)飲食物調理の職業	①日本料理調理人、② 西洋料理調理人、③ 中華料理調理人 等
2	製造・修理・塗装・製図等の職業	(1)生産設備オペレーター(金属製品)	①製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター、② 鋳造・鍛造設備オペレーター、③ 金属工作設備オペレーター 等
		(2)生産設備オペレーター(食料品等)	①食料品生産設備オペレーター、 ② 飲料・たばこ生産設備オペレーター
		(3)生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く)	① 化学製品生産設備オペレーター、② 窯業・土石製品生産設備オペレーター、 ③紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター 等
		(4)機械組立設備オペレーター	①はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター、② 電気機械器具組立設備オペレーター、③ 自動車組立設備オペレーター 等
		(5)製品製造・加工処理工(金属製品)	①製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工、② 鋳物製造工、鍛造工、③ 金属熱処理工 等
		(6)製品製造・加工処理工(食料品等)	①パン・菓子製造工、② 食肉加工工、 ③水産物加工工 等

2	製造・修理・塗装・製図等の職業	(7)製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)	①化学製品製造工、② 窯業・土石製品製造工、③織製品・衣服・繊維製品製造工、④ 木製品製造工 等
		(8)機械組立工	① はん用・生産用・業務用機械器具組立工、② 電気機械組立工、③ 電気通信機械器具組立工 等
		(9)機械整備・修理工	①はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工、② 電気機械器具整備・修理工、③ 自動車整備・修理工 等
		(10)製品検査工(金属製品)	① 金属材料検査工、②金属加工・溶接検査工 等
		(11)製品検査工(食料品等)	① 食料品検査工、② 飲料・たばこ検査工 等
		(12)製品検査工(金属製品・食料品等を除く)	① 化学製品検査工、②窯業・土石製品検査工、③ 紡織製品・衣服・繊維製品検査工 等
		(13)機械検査工	① はん用・生産用・業務用機械器具検査工、② 電気機械器具検査工、③ 自動車検査工 等
		(14)生産関連の職業(塗装・製図を含む)	①建築塗装工、② 塗装工(建物を除く)、③ 画工、看板制作工 等
3	建設・土木・電気工事の職業	(1)建設躯体工事の職業	① 型枠大工、② とび工、③ 解体工、④ 鉄筋工
		(2)建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	①大工、② ブロック積工、タイル張工、③ 屋根ふき工、④ 左官、⑤ 畳工、⑥ 配管工、⑦ 内装工 等
		(3)土木の職業	① 建設・土木作業員、② 舗装作業員、③ 鉄道線路工事作業員 等
		(4)採掘の職業	① 砂利・砂・粘土採取作業員 等

3	建設・土木・電気工事の職業	(5)電気・通信工事の職業	①送電線架線・敷設作業員、② 配電線架線・敷設作業員、③ 通信線架線・敷設作業員 等
4	運搬・清掃・包装・選別等の職業	(1)清掃・洗浄作業員	①ビル・建物清掃員、② ハウスクリーニング作業員、③ 旅館・ホテル客室清掃整備員、④ 道路・公園清掃員 等